

奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十九号

奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良県議会委員会条例（昭和三十一年八月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「健康福祉部及び医療政策部」を「福祉医療部」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。